

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	幼児教育課

契約業者名・住所	一般社団法人 ひかりの子・松戸市新松戸 4 丁目 256 番地 1
工事等の名称	令和 8 年度新松戸駅前第 1 送迎保育ステーション業務委託
工事等の場所	新松戸駅前第 1 送迎保育ステーション（松戸市新松戸 4-256-1 新松戸リバイバルチャーチ 1 階）
種 別	委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
契約金額	23,157,500 円
工事等の概要	幼稚園が離れている、または開所時間が保護者の勤務時間と合わない等の理由により、幼稚園の利用が困難となる者に対し送迎サービスを実施
随意契約の理由	本事業は、幼稚園が離れている、または開所時間が保護者の勤務時間と合わない等の理由により、幼稚園の利用が困難となる者に対し送迎サービスを実施することで、児童の保育環境及び保護者の就労環境整備を図ることを目的としています。事業内容としては、市の指定した幼稚園の在籍児童に対する朝夕の保育及び幼稚園の休園日を主たる目的とした一時預かりを実施します。 新松戸駅前第 1 送迎保育ステーション設置事業者については、事業の目的を達成可能な受託者の選定のため、平成 29 年度に公募を行い選考会議で選考した結果、採択された唯一の受託者である宗教法人新松戸リバイバルチャーチを選定したものです。令和 2 年度より宗教法人リバイバルチャーチから関連法人である一般社団法人ひかりの子へ事業引継ぎされたため、また継続的に送迎保育ステーションを利用して幼稚園に通っている児童がいることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、随意契約をするものです

